

## 令和8年第2回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和8年2月6日(金) 午後2時00分から午後2時25分まで

2. 開催場所 城陽市役所本庁舎4階 第2会議室

3. 出席委員 (16人)

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次

4. 欠席委員 (4人)

	2番	中村 貴子
	8番	小出 正和
	16番	吉田 真己
	19番	木村 正樹

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第 3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)

日 程 第 6 議案 第 4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)

日 程 第 7 報告 第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 8 報告 第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)

日 程 第 9 報告 第 2号 農地の形状変更届について(専決)

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治  
事務局 岡 正樹  
事務局 村井 萌晟  
事務局 永田 武司  
事務局 野瀬 雄市

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号2番中村貴子委員、8番小出委員、16番吉田委員、19番木村委員より欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中11名、推進委員6名中5名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和8年第2回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願い致します。</p> <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、11番太田委員、12番中川委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p> <p>日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野 ●● ●●、譲受人は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。</p>

<p>会 長</p>	<p>権利の種類は3条の有償移転です。 資料1に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。</p>
<p>担当委員</p>	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告いたします。兄弟間の譲渡で、譲受人の住所は申請農地に隣接しており親族で所有されている農地は親族で適切に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>日程第4、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>受付番号1番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田 地目は田、面積は合計で471平方メートル 申請人は城陽市寺田 ●● ●です。 資料2に位置図等を添付しております。</p> <p>転用目的は貸露天駐車場です。 転用理由は付近法人への貸露天駐車場として利用するためです。 市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外 現況は畑、北側は里道、東側は道路、西側は駐車場、南側は農業用倉庫です。 雨水排水対策は東側新設コンクリートブロック積の内側にU字溝と柵を設置し、西側の既設U字溝と柵を利用して、北側の既設U字側溝に放流されます。</p>

	<p>南部土地改良区からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水については、転用地内に排水路を設置し転用地北側の排水路へ放流すること。なお、排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおりに施工すること。</li> <li>・転用地東側に南北に布設している当土地改良区管理の既設配管については、従来通り使用出来るように残し、工事の際は破損させないように十分注意すること。万一破損させた場合は当土地改良区の指示のもと早急に復旧すること。</li> <li>・転用地北側の市有道路敷については、従来通り通行できるように残すこと。</li> </ul> <p>環境課からは、現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</p> <p>農政課からは、周辺農地に影響のないようご配慮願います。</p> <p>管理課からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北側に接する市道●●●号線に関する工事を行う場合は、道路第32条による協議をして下さい。</li> <li>・東側に接する市道●●号線の形状を変更する場合は、道路法24条による協議をして下さい。</li> </ul> <p>との意見が付されております。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。事務局説明どおりであり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。</p> <p>日程第5、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について所有権移転を上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、当該案件は、譲受人が●●委員となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議</p>

	<p>案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。</p> <p>●●委員の退席をお願いします。 (関係委員退席)</p> <p>それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 譲渡人は城陽市上津屋 ●● ●● 譲受人は城陽市上津屋 ●● ●●です。 本案件は農地中間管理機構の農地売買等事業を利用して所有権移転するものです。</p>
会長	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>●●委員は認定農業者として茶を栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。 (関係委員入室)</p>
事務局	<p>日程第6、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約を上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号1番について説明します。 本案件は令和5年3月1日から令和8年2月28日まで設定された相対契約からの再設定で権利の種類は使用貸借です。</p>

	<p>内容は議案書のとおりです。  貸し手は城陽市寺田 ●● ●●です。  借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。</p>
会 長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。借り手は専業農家で、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>続いて、受付番号2番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号2番について説明します。  本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。  内容は議案書のとおりです。  貸し手は城陽市奈島 ●● ●●、●● ●●です。  借り手は城陽市平川 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。</p>
会 長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>借り手の●●●●●●●●・●●さんは、認定新規就農者としてネギを栽培されており、適格性等について、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。  これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>

	<p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号2番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>続いて、受付番号3番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、当該案件は借り手が●●委員となっている案件です。 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案の終了後に再度入室となります。</p> <p>●●委員の退席をお願いします。 (関係委員退席)</p> <p>それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 受付番号3番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋 ●● ●●です。 借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。</p> <p>会長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p> <p>事務局 借り手の●●さんは、認定農業者として茶を栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>会長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号3番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p>
--	--

事務局	<p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。 (関係委員入室)</p> <p>続いて、受付番号4番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号4番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋 ●● ●●です。 借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。</p>
会長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。借り手は認定農家で茶の専業農家でもあり、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号4番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p>
事務局	<p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>日程第7、報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号91番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号91番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市市辺 ●● ●●です。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明を受けました。</p>

	<p>ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。</p> <p>日程第8、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 土地の所在は城陽市平川 解約理由は双方合意による解約です。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。</p> <p>日程第9、報告第2号 農地の形状変更届について専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申請人は城陽市市辺 ●● ●●です。 資料3に位置図を添付しております。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。</p>
●●委員	<p>形状変更ということですがどの様に変更されるのですか。</p>
事務局	<p>現状は田のままですが、土を入れるために届出をされました。</p>
会長	<p>他にご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。</p> <p>以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第2回定例総会を終了致します。</p>

	続きますして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。
--	--

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員